

岩手県告示第247号

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち文化スポーツ部に係るものを次のように定め、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

課 名	事業名
文化振興課	郷土芸能復興支援事業費補助、高齢者文化活動振興事業費補助及び国民文化祭参加推進事業費補助
スポーツ振興課	高齢者スポーツ活動振興事業費補助、スポーツ振興活動支援費補助、東北体育大会派遣費補助、国民体育大会出場選手ユニホーム購入費補助、オリンピック選手等育成・強化事業費補助、希望郷いわて競技力向上事業費補助及び希望郷いわて指導者育成事業費補助